

## 学会誌執筆要領 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>1. <u>投稿の締切は、毎年8月末日及び2月末日とする。</u></p> <p>2. 投稿原稿は、図表・注・引用文献を含めて最大2万字程度とし、図表は1点につき600字換算とする。 ただし1頁全体を使用する図表については1,600字換算とする。文字数の適否はそのテーマや内容との兼ね合いで、査読の中で判断する。</p> <p>3. 投稿する原稿の執筆にあたって</p> <p>(1) 原則としてパソコンのワープロソフト <u>(MS-WORD を推奨する)</u> で作成し、縦置きA4判用紙に横書きで、1,600字(40字×40行)で印字可能な設定とすること。<u>投稿は電子投稿のみとする。電子投稿する原稿は、添付書類として電子メールで送付する。電子投稿する際は、執筆要領に従ってファイルを作成の上、電子メールの添付ファイルとして&lt;メールアドレス&gt;宛に送付する。その際、電子メール本文には、筆頭者の氏名、会員番号を記載すること。なお、投稿原稿のデータ総量が5MBを超える場合は、オンラインストレージを用いても良い。オンラインストレージを用いる場合は、ダウンロードパスワードを設定すること。その場合は、電子メールに当該オンラインストレージのURLを記載し、別メールにてダウンロードパスワードを通知すること。</u></p> <p>(2) 図は、JPEGもしくはビットマップ形式のもの、グラフや表は表計算ソフト <u>(MS-EXCEL を推奨する)</u> を用いて作成したものを、本文とは別ページ(もしくは別ファイル)にしたワープロソフトの</p>	<p>1. 投稿原稿は、図表・注・引用文献を含めて最大2万字程度とし、図表は1点につき600字換算とする。 ただし1頁全体を使用する図表については1,600字換算とする。文字数の適否はそのテーマや内容との兼ね合いで、査読の中で判断する。</p> <p>2. 投稿する原稿の執筆にあたって</p> <p>(1) 原則としてパソコンのワープロソフトもしくはエディターで作成し、縦置きA4判用紙に横書きで、1,600字(40字×40行)で印字可能な設定とすること。なお、郵送による投稿の場合は、印字した原稿を3部提出すること。</p> <p>(2) 図は、JPEGもしくはビットマップ形式のもの、グラフや表は表計算ソフトを用いて作成したものを、本文とは別ページ(もしくは別ファイル)にしたワープロソフトの文書ファイルに貼り付</p>	<p>新設</p> <p>番号変更</p> <p>番号変更</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p>

## 学会誌執筆要領 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>文書ファイルに貼り付け、図・表番号を付して電子ファイルとして提出する。図表の挿入箇所は、本文中に明記する。<u>なお、採用が確定した原稿については、図表の元データの提出を求めることがある。また</u>特別の作図などが必要な場合には、自己負担を求めることがある。</p> <p>(4) 投稿に際しては、本文にはタイトル（英文タイトル併記）のみを記載し、所属、氏名、会員番号等は、「表紙」としたそれと分かる別ページ(もしくは別ファイル)に記載すること。</p> <p>(5) 表紙の1ページ目(1枚目)には、①タイトル、②原稿の種類、③所属、氏名（連名の場合は全員）、④会員番号（連名の場合は全員）、⑤連絡先（連名の場合は代表者）を記入する。なお掲載時には読者からの問合せを可能にするために、原則として連絡先（住所及び電子メールアドレス）を脚注に入れるが、希望しない場合はその旨明記すること。また、原稿の種類は①研究論文、②研究ノート、③調査報告、④実践報告、⑤資料解題から選択する。これら以外を希望する際には編集委員会へ事前相談すること。</p> <p>(5) 原稿作成の際には、原稿種別ごとに以下の諸点に留意すること。  <b>【研究論文】</b> 研究に新しい知見や理解が論理的に示されているもの。  <b>【研究ノート】</b> 研究論文としては未整理であるが、研究として意</p>	<p>け、図・表番号を付して電子ファイルとして提出する。図表の挿入箇所は、本文中に明記する。なお、特別の作図などが必要な場合には、自己負担を求めることがある。また、郵送による提出の場合は、図表に関しても印刷したものを3部提出すること。</p> <p>(4) (投稿に際しては、本文にはタイトル（英文タイトル併記）のみを記載し、所属、氏名、会員番号等は、「表紙」としたそれと分かる別ページ(もしくは別ファイル)に記載すること。</p> <p>(5) 表紙の1ページ目(1枚目)には、①タイトル、②原稿の種類、③所属、氏名（連名の場合は全員）、④会員番号（連名の場合は全員）、⑤連絡先（連名の場合は代表者）を記入する。なお掲載時には読者からの問合せを可能にするために、原則として連絡先（住所及び電子メールアドレス）を脚注に入れるが、希望しない場合はその旨明記すること。また、原稿の種類は①研究論文、②研究ノート、③調査報告、④実践報告、⑤資料解題から選択する。これら以外を希望する際には編集委員会へ事前相談すること。</p> <p>(5) 原稿作成の際には、原稿種別ごとに以下の諸点に留意すること。  <b>【研究論文】</b> 研究に新しい知見や理解が論理的に示されているもの。  <b>【研究ノート】</b> 研究論文としては未整理であるが、研究として意</p>	<p>追加、変更</p>

## 学会誌執筆要領 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>義のあるもの。</p> <p>【<u>調査報告・実践報告・資料解題</u>】調査・実践・資料研究などで得られたもので、情報提供という観点から公表することに意義があるもの。</p> <p>(6) 表紙の2ページ目(2枚目)には、和文抄録(400字以内)とキーワード(5語以内)を記載する。</p> <p>(7) 表紙の3ページ目(3枚目)には、英文抄録(200語以内)と英文キーワード(5語以内)を記載する。</p> <p>4.文章の形式は、口語体、常用漢字を用いた新かなづかいを原則とする。注や文献引用の記述形式は、「日本社会福祉学会機関誌『社会福祉学』執筆要領〔引用法〕」に準拠するものとする。ただし、日本語部分の読点については「、」もしくは「,」とし、句点については「。」を用いることとする。また日本語以外に関しては、それぞれの言語における標準的なルール等に準拠するものとする。</p> <p>5.投稿原稿に利用したデータや事例等について、研究倫理上必要な手</p>	<p>義のあるもの。</p> <p>【<u>実践報告・資料解題・調査報告</u>】調査・実践・資料研究などで得られたもので、情報提供という観点から公表することに意義があるもの。</p> <p>(6) 表紙の2ページ目(2枚目)には、和文抄録(400字以内)とキーワード(5語以内)を記載する。</p> <p>(7) 表紙の3ページ目(3枚目)には、英文抄録(200語以内)と英文キーワード(5語以内)を記載する。</p> <p>3.文章の形式は、口語体、常用漢字を用いた新かなづかいを原則とする。注や文献引用の記述形式は、「日本社会福祉学会機関誌『社会福祉学』執筆要領〔引用法〕」に準拠するものとする。ただし、日本語部分の読点については「、」もしくは「,」とし、句点については「。」を用いることとする。また日本語以外に関しては、それぞれの言語における標準的なルール等に準拠するものとする。文章の形式は、口語体、常用漢字を用いた新かなづかいを原則とする。注や文献引用の記述形式は、「日本社会福祉学会機関誌『社会福祉学』執筆要領〔引用法〕」に準拠するものとする。ただし、日本語部分の句読点については「、」および「。」を用いることとする。また日本語以外に関しては、それぞれの言語における標準的なルール等に準拠するものとする。</p> <p>4.投稿原稿に利用したデータや事例等について、研究倫理上必要な手</p>	<p>変更</p> <p>番号変更</p> <p>番号変更</p>

## 学会誌執筆要領 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>続きを経ていることを本文内に明記すること。</p> <p><u>6.投稿論文は、他誌ですでに公表されたもの、あるいは他誌に投稿中の論文であってはならない。同じデータ・事例に基づいて執筆した別の論文・報告書等（投稿中、刊行済のものを問わない）があれば、投稿時に添付すること。</u></p> <p>7.投稿原稿の査読は、著者名等を匿名にて行っているため、文献等の表記の際には、本人の著であっても「筆者」「拙著」等とせず、筆者名による表記とする。また、査読に対する回答の必要がある場合は編集委員会あてにこれを行う。</p> <p>8.査読による修正の要請については、原稿の修正箇所を明示し、対応の概要について編集委員会あてに回答すること。</p> <p>9.この要領は、理事会の決議によって変更することができる。</p> <p>付則 この改定は、2014年4月1日より施行する。 この改定は、2015年8月22日より施行する。 <u>この規程の改定は、2018年9月1日より施行する。</u></p>	<p>続きを経ていることを本文または注に明記すること。</p> <p>5.投稿原稿の査読は、著者名等を匿名にて行っているため、文献等の表記の際には、本人の著であっても「筆者」「拙著」等とせず、筆者名による表記とする。また、査読に対する回答の必要がある場合は編集委員会あてにこれを行う。</p> <p>6.査読による修正の要請については、原稿の修正箇所を明示し、対応の概要について編集委員会あてに回答すること。</p> <p>7.この要領は、理事会の決議によって変更することができる。</p> <p>付則 この改定は、2014年4月1日より施行する。 この改定は、2015年8月22日より施行する。</p>	<p>変更</p> <p>新設</p> <p>番号変更</p> <p>番号変更</p> <p>番号変更</p> <p>追加</p>